

第11回 大和市特産品・推奨品 募集要項

主催：大和市特産品・推奨品協議会

大和市特産品・推奨品協議会では、大和市特産品・推奨品の認定期間が令和7年10月31日で満了になることから、大和市内で商品を製造若しくは販売する事業所または組合・団体等が開発した商品を、特産品または推奨品として募集します。皆様奮ってご応募ください。

【大和市特産品・推奨品の認定制度と目的】

郷土色豊かな特徴ある特産品・推奨品を市場に奨励することにより、市内特産品・推奨品の品質の向上及び販売の促進を図ることを目的としています。

所定の様式により、申請をしていただき、認定を受けた商品には、当協議会で発行した所定の特産品・推奨品認定シール（無料）を貼付し、認定商品であることを明示することもできます。

【申請商品の条件】

（1）申請者

大和商工会議所会員事業所及び、会員事業所が所属する組合、開発団体等。
『大和市特産品・推奨品協議会が主催するPR活動（イベント出店での即売会等）に参加できる者（年3回程度予定）。』

（2）商品（特産品・推奨品）

【特産品とは】大和市内で栽培された農産物や材料を使用し、市内で製造又は加工された食品若しくは工芸品及び農水産品。

【推奨品とは】市内で製造又は加工された食品若しくは工芸品及び農水産品。

（3）商品区分

「新規」と「更新」の2つに区分けされます。

新規商品 今回初めて出品するもの。

更新商品 第10回（令和5年度）に出品して合格した商品。

（4）出品数

1事業所2品目まで、1組合（団体）5品目まで

【申請方法】

（1）申込受付期間

令和7年7月1日（火）～7月18日（金）

（2）申込方法

申請書（別紙）に必要事項をご記入の上、見本（画像、パンフレット等）を添えて大和商工会議所にご持参いただくか、FAX（046-264-0391）または郵送、Mailにてご送付ください。

申請書は大和商工会議所窓口、またはホームページでも取得できます。

[\(https://www.yamatocci.or.jp/\)](https://www.yamatocci.or.jp/)

(3) 申請料

1,000円(1品) *別途ご請求書をお送りいたします。

※新規商品の場合は、後日指定した期間内に申請商品を必ず提出してください。

期限までに提出のない場合は審査されませんのでご注意ください

【審査会開催日時】

令和7年8月26日(火) 午後2:00~4:00

大和市特産品・推奨品協議会の審査員が審査します。

【審査基準】

- (1) 名称、意匠、製品の材料及び素材が、本市にかかわりのあるものであること
- (2) 市内で製造又は加工された食品若しくは工芸品及び市内で生産された農水産品であること

- (3) 品質が優秀で、製造又は製作後、通常の保存、保管に3日以上耐えられること、かつ土産品としてふさわしく、発送が困難でないもの

- (4) 価格が適正であること

- (5) 1年以上の販売実績があり、なお且つ継続的に提供できるものであること

※大和市特産品・推奨品の審査基準は上の項目に該当するものであって、味・製法・材料・形態等に優れ、また特徴があるものが選ばれます

※この制度で選ばれた商品の品質等を保証するものではありません

【認定期間】

令和7年11月1日~令和9年10月31日の2年間

【審査結果】

令和7年9月中旬までに郵送にてご通知いたします。

認定された場合は、認定証と認定品一覧、認定料等のご請求書を併せて、ご郵送いたします。

認定料(1商品につき)…新規6,000円、更新4,000円

パンフレット等作成負担金(1商品につき)…20,000円

特産品・推奨品認定シール… 無 料

〔お問合せ先〕

〒242-0021 大和市中央5-1-4 (窓口 平日9時~17時)

大和商工会議所 管理会員サービスチーム 中川

(大和市特産品・推奨品協議会担当)

TEL: 046-263-9111 FAX: 046-264-0391

e-mail: i-nakagawa@yamatocci.or.jp